

# 了鳥取県公報

平成17年9月30日(金) 号外第146号

每週火:金曜日発行

#### 次 目

規	則	鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則 (95) (観光課)	2
		鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (96) (障害福祉課)	9
		鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 (97) (企画防災課)	10
訓	今	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (10) (職員課)	11

-----公布された規則のあらまし------

鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
  - (1) 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の一部が改正され、 平成18年4月1日から、夢みなとタワーに指定管理者制度が導入される。
  - (2) これまで鳥取県立夢みなとタワー管理規則(以下「規則」という。)で規定されていた夢みなとタ ワーの利用時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を 得て定めることとなった。
  - (3) 夢みなとタワーを利用する際の禁止行為について、条例で規定されている行為に加えて規則で規定 する。
- 2 規則の概要
  - (1) 夢みなとタワーにおいては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。
    - ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
    - イ 物品の販売を行うこと。
  - (2) その他所要の規定の整備を行う。
  - (3) 施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
  - (1) 身体障害者の障害程度の再認定をより適切に行うため、医師の作成する身体障害者診断書・意見書 の記載事項を見直す。
  - (2) 身体障害者福祉法指定医(障害程度を認定するための診断書を作成することができる医師として、 知事の指定を受けた医師)の負担を軽減するため、指定医である旨の標示の掲示義務を廃止する。
- 2 規則の概要
  - (1) 身体障害者診断書・意見書の様式に、将来の治療等による改善の可能性等の項目を加える。
  - (2) 身体障害者福祉法指定医の標示の掲示義務を廃止する。
  - (3) 施行期日等 施行期日は、平成17年10月1日とする。

所要の経過措置を講じる。

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
  - 測量業者登録簿等の閲覧手続の見直しを行い、閲覧者の負担の軽減を図る。
- 2 規則の概要
  - (1) 閲覧者の住所、氏名等を記載した閲覧票の提出を不要とする。
  - (2) 施行期日は、公布の日とする。

規則

鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善博

#### 鳥取県規則第95号

鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立夢みなとタワー管理規則(平成10年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「移動条」という。) に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「移動後条」という。) が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条 (以下「削除条」という。) を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条 (以下「追加条」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。) を当該 改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条の表示及び追加条を除く。) に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
	(利用時間) 第2条 タワーの利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。 (1) 展望室、展示室及び物産観光センター 午前 9時から午後6時まで(10月から翌年3月までにあっては、午前9時から午後5時まで) (2) 前号に掲げる施設以外の施設 午前9時から午後9時まで 2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨をタワーに掲示し

なければならない。

#### (休館日)

- 第3条 タワーの休館日は、毎月の第2水曜日 (その 日が休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律 第178号) に規定する休日をいう。以下同じ。) に当 たるときは、その直後の休日でない日)とする。た だし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨 時に休館し、又は休館日に開館することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定により 臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用す る。\_

#### (施設設備のき損等の届出)

第2条 タワーの施設設備若しくは展示物をき損し、 又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者 (条 例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。) に届け出て、その指示を受けなければならない。

## (施設設備の毀損等の届出)

第4条 タワーの施設設備若しくは展示物を毀損し、 又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、 その指示を受けなければならない。

#### (利用の申込み)

- 第5条 条例第5条の規定による許可(以下「利用許 可」という。) を受けようとする者は、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法 により知事に申し込まなければならない。
  - (1) 展望室及び展示室(以下「展示室等」という。) を利用しようとする者 知事が別に定める方法
  - (2) 前号に掲げる者以外の者 様式第1号による 申込書の提出
- 2 前項第2号の申込書の提出は、施設を利用しよう とする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、そ の初日)の1年前から7日前までに行わなければな らない。ただし、知事が特に必要があると認めると きは、この限りでない。

#### (入館券の交付等)

第6条 知事は、利用許可をしたときは、前条第1項 第1号に掲げる者に対しては様式第2号による入館 券を交付し、同項第2号に掲げる者に対しては様式 第3号により通知するものとする。

#### (利用許可の変更)

第7条 利用許可を受けた者 (第5条第1項第2号に 掲げる者に限る。以下「専用利用者」という。)は、

当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、 様式第4号による申込書を知事に提出して、その許 可を受けなければならない。

#### (利用の辞退の届出)

第8条 専用利用者は、当該利用許可に係る施設の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第5号による届出書を知事に提出しなければならない。

#### (利用の終了の届出)

第9条 専用利用者は、当該利用許可に係る施設の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

#### (利用料金の減免)

- 第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、 又は免除することができる場合は、次のとおりとす る。この場合において、免除又は減額の別及び減額 後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あ らかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。
  - (1) 多目的ホール又は企画展示室を専ら練習又は 準備のために利用するとき。
  - (2) 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41 年鳥取県条例第37号)第6条第3項に規定するみ なと温泉館の利用者が、当該利用の日に展望室等 を利用するとき。
  - (3) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致の ための事業の参加者が展望室等を利用するとき。
  - (4) 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室(以下「多目的ホール等」という。)を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要

件に該当するものに限る。) のために利用すると <u>き。</u>

- (5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳 の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交 付を受けた者その他知事が定める基準に該当する 心身に障害を有する者(以下「障害者」という。) 及びその介護者が利用するとき (多目的ホール等 を利用する場合にあっては、障害者の社会参加を 促進すると認められるときに限る。)。
- (6) 介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定 による要介護認定又は要支援認定を受けた者 (以 下「要介護者等」という。) 及びその介護者が利 用するとき (多目的ホール等を利用する場合にあっ ては、要介護者等の社会参加を促進すると認めら <u>れるときに限る。)。</u>
- (7) その他財団法人鳥取県観光事業団が特に必要 があると認めるとき。
- 2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受 けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法 人鳥取県観光事業団に提示しなければならない。た だし、多目的ホール等を利用する場合にあっては、 この限りでない。
  - (1) 前項第5号に定める事由 身体障害者手帳、 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に 障害を有することを証する書面
  - (2) 前項第6号に定める事由 介護保険被保険者 証

### (雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、タワーの管理 に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### (行為の制限)

- 第3条 条例第6条第1項第5号に規定する行為は、 次のとおりとする。ただし、タワーの管理上支障の ないものとして指定管理者が認める場合は、この限 りでない。
  - (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
  - (2) 物品の販売を行うこと。

様式第1号(第5条関係)

鳥取県立夢みなとタワー利用申込書

年 月 日

	職氏	名	樣				
		#	郵便都	番号			
		1:	È	所			
	申	込者 E	$\mathcal{F}$	名			
			(団(	本にる	あって	ては、名称	及び代
		ā	長者(	の氏行	呂)		
		Ē	電話者	番号			
	次のとおり	鳥取県コ	立夢る	みなる	ヒタ!	フーを利用	したい
の	で、申し込	みます。					
催华	物の名称						
利力	用の目的						
	物の内容)						
利	用 施 設						
利	用期間		月	日		分から	
			月	日		分まで	
	準備期間	年	月	日		分から	
内			月	且		分まで	
	開催期間		月	日		分から	
<b>∸</b> □			月	<u>日</u>		分まで	
訳	撤去期間		月	日		分から	
λ +	】 易予定者数	- +	月	日	一一	分まで	
	がた自奴 備利用の有						
無	用が出り行	有(				) ・無	
	・暖房利用						
	与無						
07	-3 <i>m</i>	(住	所	<del>-</del> 1			
수 t	場責任者	(氏	名				
4	勿兵吐日	(電話					
備	考	(4811	ш	' /			
1113							
様式	第2号 (第	6 条関係	系)				
			(表	<del>[</del> )			
				<u>,                                     </u>			
		\ A	<i>μ</i> ,	,			~
		入館刻	ਤੋਂ (	)			
			(裏	<u>[</u> )			
備	考 ( )	欄は、和	利用(	の区分	分に「	むじ、次の	ように

表示する。

- 1 児童又は中学校の生徒で個人の場合 個人・小
- 2 児童又は中学校の生徒で団体の場合 団体・小
- 3 高等学校の生徒、学生又は一般人で個人の場 個人・大
- 4 高等学校の生徒、学生又は一般人で団体の場 団体・大

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

住 所

氏 名 様

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 印

鳥取県立夢みなとタワーの利用について (通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことに ついては、次のとおりとしたので通知します。

催物の	名称							
利用の	目的							
(催物の)	内容)							
利用が	10 設							
利用其	A 68	年	月	日	時	分から		
利 用 共	n iei	年	月	日	時	分まで		
利用米	斗 金	円 (冷・暖房利用料、設備利						
用料は含まない。)								
利用の	条件							

## 様式第4号 (第7条関係)

鳥取県立夢みなとタワー利用変更申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代

表者の氏名)

電話番号

鳥取県立夢みなとタワーの利用を変更したいので、 次のとおり申し込みます。

通知の年月日

変更

及7	が番号	年	年 月		į	第	号	の有
								無
催	物の名称							
利	用の目的							
(催	物の内容)							
利	用 施 設							
利	用期間	年	月	日	時	分か	15	
ሊካ	市 知 间	年	月	日	時	分ま	きで	
	準備期間	年	月	日	時	分か	15	
内	华闸别间	年	月	日	時	分ま	きで	
	開催期間	年	月	日	時	分か	15	
	刑惟别间	年	月	日	時	分ま	きで	
訳	撤去期間	年	月	日	時	分か	15	
	10000000000000000000000000000000000000	年	月	日	時	分ま	きで	
設係	備利用の有	<b>=</b> /				١	łш.	
無		有(				) •	無	
冷	・暖房利用							
のマ	<b>有無</b>							

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、 変更する項目については「変更の有無」欄に「有」 と記入すること。

添付書類 変更に係る利用の通知書

様式第5号 (第8条関係)

鳥取県立夢みなとタワー利用辞退届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代

表者の氏名)

電話番号

鳥取県立夢みなとタワーの利用を辞退するので、 次のとおり届け出ます。

通知の年月日	年	F	1	日	第	号			
及び番号									
催物の名称									
利 用 施 設									
利用期間	年	月	日	時	分から				
利 用 期 目	年	月	日	時	分まで				
辞退の理由									

添付書類 辞退に係る利用の通知書

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第96号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則 (平成6年鳥取県規則第17号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中 条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (削除条及び様式の表示を除く。) を同表の改正後の欄中下線が引 かれた部分(追加条及び様式の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引か れた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
	(指定医の標示) 第4条 指定医は、その旨の標示 (様式第2号) を、 見やすい場所に掲示しなければならない。
第4条 削除	様式第2号 (第4条関係)
	身 体 障 害 者
	福 祉 法 指
	定 医 (注) 相格は、粉125ミリメートリ、様55ミリメー
	(注) 規格は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とし、材料は、金属又は木材を用いる

	,
	こと。
様式第2号 削除	
様式第3号 (第5条関係) 身体障害者診断書・意見書	様式第3号 (第5条関係) 身体障害者診断書・意見書
総括表 (障害者)	総括表 (障害者)
略	略
総合所見 将来の再認定の必要性 ・要 (再認定を要する時期 年 月) ・不要 再認定を「要」とした理由 1 治療等により 改善の可能性あり 2 その他(	総合所見 [将来再認定 要 (再認定の時期 年 月)・ 不要]
その他参考となる合併症状	その他参考となる合併症状
略	略

視覚障害の状況及び所見~HIV (ヒト免疫不全ウイ 

視覚障害の状況及び所見~HIV (ヒト免疫不全ウイ

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存在する書類で、改正前の鳥取県身体障害者福祉法施行細則の定めるところにより 作成されているものは、改正後の鳥取県身体障害者福祉法施行細則(以下「改正後規則」という。)の規定に かかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後規則に定める書類として使用することができる。

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山

#### 鳥取県規則第97号

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則 (昭和37年鳥取県規則第17号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下「移動条」という。) に対応する同表の改正後の欄 中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条 とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改正後	改正前
	(閲覧手続) 第6条 登録簿等を閲覧しようとするときは、閲覧票 に閲覧しようとする者の住所、職業、氏名及び年齢 を記入し、係員に提出しなければならない。
(持出しの禁止)	(持出しの禁止)
<u>第6条</u> 略	<u>第7条</u> 略
(利用制限)	(利用制限)
<u>第7条</u> 略	<u>第8条</u> 略

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

#### 鳥取県訓令第10号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年9月30日

鳥取県知事 片 山

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程 (昭和39年鳥取県訓令第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後 改正前

等に関する条例 (昭和59年鳥取県条例第1号) 第4条第1項の規定により引き 続いて勤務している職員 (以下「勤務延長職員」という。) 又は地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6 第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」とい う。) が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除 く。)、行政組織の変更によらない配置換 (勤務延長職員又は再任用職員が期限 又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。)、転任、

第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇 第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇 給(昇格)・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更 給(昇格)・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更 による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任 (職員の定年 による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任 (職員の定年 等に関する条例 (昭和59年鳥取県条例第1号) 第4条第1項の規定により引き 続いて勤務している職員 (以下「勤務延長職員」という。) 又は地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6 第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」とい う。) が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除 く。)、行政組織の変更によらない配置換 (勤務延長職員又は再任用職員が期限 又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。)、転任、

出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派 遣、派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令については口頭による 伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機 と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信する ことにより行うものをいう。) による伝達をもってこれに代えることができる。

(人事異動通知書の送付)

人事異動通知書を関係機関の長に送付しなければならない。

別表 (第3条関係)

職員の任免の発令の形式

- 第1 一般職の職員(臨時的任用職員 を除く。) の場合
  - 1 採用 (現に職員でない者を職員 の職(以下「職」という。)に任 用する場合。ただし、地方公務員 法第28条の4第1項、第28条の5 第1項又は第28条の6第1項若し くは第2項の規定により採用する 場合を除く。)

(ア)

鳥取県......に任命する (公益法人等への一般職の地方公 第1項の規定による)

......職.....級に決定する

.......号給を給する

......勤務を命ずる

**(1)** を命ずる

任期は…年…月…日までとする

1週間の勤務時間は......時間と 任期付職員の採用等に関する条例第4 <u>する</u>

2 及び3 略

4 配置換 (昇任及び降任以外の方 法で、所属部課所の変更又は同種 と認められる他の職を命ずる場合。 ただし、単に職名を変更する場合 を除く。)

......勤務を命ずる

(ア) 事務吏員及び技術吏員の別とする。 公益法人等への一般職の地方公務員の 務員の派遣等に関する法律第10条 派遣等に関する法律 (平成12年法律第 50号) 第10条第1項の規定により採用 する場合に限る。

> 任期付研究員の採用等に関する条例 (平成13年鳥取県条例第4号) 第4条 の規定により採用される職員 (以下 「任期付研究員」という。) 及び任期付 職員の採用等に関する条例(平成14年 鳥取県条例第67号)第2条第1項の規 定により採用される職員(以下「特定 任期付職員」という。) を採用する場 合を除く。

枠外の場合には「特に……円を給す る」とする。

所属部課所の長への採用の場合を除く。

(イ) 職名とする。

任期付研究員、地方公務員の育児休業 等に関する法律 (平成3年法律第110 号) 第6条第1項の規定により採用さ れる職員(同項第1号に掲げる採用に 係るものに限る。以下「育児休業任期 付職員」という。)、特定任期付職員、 任期付職員の採用等に関する条例第2 条第2項の規定により採用される職員 (以下「一般任期付職員」という。) 又 は同条例第3条若しくは第4条の規定 により採用される職員 (以下「任期付 職員」という。) を採用する場合に限 る。

条の規定により採用される職員 (以下 「任期付短時間勤務職員」という。) の 1週間の勤務時間を定める場合に限る。

所属部課所を変更する場合に限る。た だし、所属部課所の長への配置換の場 出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派 遣、派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令については口頭による 伝達をもってこれに代えることができる。

(人事異動通知書等の送付)

第4条 第2条本文の規定により辞令書を交付した場合には、第3号様式による 第4条 第2条本文の規定により辞令書又は昇給(昇格)通知書を交付した場合 には、第3号様式による人事異動通知書又は第4号様式による昇給(昇格)通 知書を関係機関の長に送付しなければならない。

別表 (第3条関係)

(ア)

職員の任免の発令の形式

- 第1 一般職の職員(臨時的任用職員 を除く。) の場合
  - 1 採用 (現に職員でない者を職員 の職(以下「職」という。)に任 用する場合。ただし、地方公務員 法第28条の4第1項、第28条の5 第1項又は第28条の6第1項若し くは第2項の規定により採用する 場合を除く。)

鳥取県......に任命する (公益法人等への一般職の地方公 務員の派遣等に関する法律第10条 第1項の規定による)

......職......級に決定する

........号給を給する

......勤務を命ずる

**(1)** 

を命ずる

任期は…年…月…日までとする

(ア)事務吏員及び技術吏員の別とする。 公益法人等への一般職の地方公務員の 派遣等に関する法律(平成12年法律第 50号) 第10条第1項の規定により採用 する場合に限る。

任期付研究員の採用等に関する条例 (平成13年鳥取県条例第4号) 第4条 の規定により採用される職員 (以下 「任期付研究員」という。) 及び任期付 職員の採用等に関する条例(平成14年 鳥取県条例第67号)第2条第1項の規 定により採用される職員(以下「特定 任期付職員」という。) を採用する場 合を除く。

枠外の場合には「特に……円を給す る」とする。

所属部課所の長への採用の場合を除く。

(イ) 職名とする。

任期付研究員、地方公務員の育児休業 等に関する法律 (平成3年法律第110 号) 第6条第1項の規定により採用さ れる職員(同項第1号に掲げる採用に 係るものに限る。以下「任期付職員」 という。)、特定任期付職員又は任期付 職員の採用等に関する条例第2条第2 項の規定により採用される職員 (以下 「一般任期付職員」という。) を採用す る場合に限る。

2 及び3 略

4 配置換 (昇任及び降任以外の方 法で、所属部課所の変更又は同種 と認められる他の職を命ずる場合。 ただし、単に職名を変更する場合 を除く。)

......勤務を命ずる

所属部課所を変更する場合に限る。た だし、所属部課所の長への配置換の場

に限る。) の場合

合を除く。 合を除く。 ......を命ずる 職名を変更する場合及び課長又はこれ ......を命ずる 職名を変更する場合及び課長又はこれ に相当する職以上の職員を配置換する に相当する職以上の職員を配置換する 場合に限る。 場合に限る。 期限 (任期) の定めのない職員と 勤務延長職員▽は再任用職員が期限▽ 期限 (任期) の定めのない職員と 勤務延長職員▽は重任用職員が期限▽ は任期の定めのない職員となる場合に は任期の定めのない職員となる場合に 限る 限る。 1週間の勤務時間は......時間と 地方公務員法第28条の5第1項若しく 1週間の勤務時間は.......時間と 地方公務員法第28条の5第1項に規定 する は第28条の6第2項の規定により採用 する する短時間勤務の職を占める職員 (以 された職員 (以下「再任用短時間勤務 下「再任用短時間勤務職員」という。) 職員」という。) 又は任期付短時間勤 の1週間の勤務時間を変更する場合に 務職員の1週間の勤務時間を変更する 限る。 場合に限る。 5~20 略 5~20 略 21 育児休業承認 (地方公務員の育 21 育児休業承認 (地方公務員の育 児休業等に関する法律第2条第1 児休業等に関する法律第2条第1 項の規定により育児休業を承認す 項の規定により育児休業を承認す る場合) る場合) 地方公務員の育児休業等に関する 地方公務員の育児休業等に関する 法律第2条第1項の規定により.. 法律第2条第1項の規定により... 年…月…日まで育児休業を承認す 年…月…日まで育児休業を承認す 給与は地方公務員の育児休業等に 地方公務員の育児休業等に関する法律 関する法律附則第5条第2項の規 附則第5条第2項の規定の適用を受け 定により支給する る者の育児休業を承認する場合に限る。 22~31 略 22~31 略 32 任期更新 32 任期更新 再任用の任期を…年…月…日まで 地方公務員法第28条の4第2項の規定 再任用の任期を…年…月…日まで 地方公務員法第28条の4第2項(同法 第28条の5第2項又は第28条の6第3 又は同法第28条の5第2項 (同法第28 頭において準用する場合を含む。) の 条の6第3項において準用する場合を 規定により再任用の任期を更新する場 含む。) の規定により再任用の任期を 合に限る. 更新する場合に限る。 任期付研究員の任期を...年...月... 地方公共団体の一般職の任期付研究員 任期付研究員の任期を...年...月... 地方公共団体の一般職の任期付研究員 日まで更新する の採用等に関する法律 (平成12年法律 日まで更新する の採用等に関する法律 (平成12年法律 第51号) 第5条第1項の規定により任 第51号) 第5条第1項の規定により任 期付研究員の任期を更新する場合に限 期付研究員の任期を更新する場合に限 育児休業任期付職員の任期を...年... 地方公務員の育児休業等に関する法律 任期付職員の任期を…年…月…日 地方公務員の育児休業等に関する法律 第6条第3項の規定により<u>育児休業任</u> 月...日まで更新する まで更新する 第6条第3項の規定により任期付職員 期付職員の任期を更新する場合に限る。 の任期を更新する場合に限る。 特定任期付職員の任期を...年...月... 地方公共団体の一般職の任期付職員の 特定任期付職員の任期を...年...月... 地方公共団体の一般職の任期付職員の 採用に関する法律 (平成14年法律第48 採用に関する法律 (平成14年法律第48 日まで更新する 日まで更新する 号) 第7条第1項の規定により特定任 号) 第5条第1項の規定により特定任 期付職員の任期を更新する場合に限る。 期付職員の任期を更新する場合に限る。 一般任期付職員の任期を...年...月... 一般任期付職員の任期を…年…月… 地方公共団体の一般職の任期付職員の 地方公共団体の一般職の任期付職員の 日まで更新する 採用に関する法律第7条第1項の規定 日まで更新する 採用に関する法律第5条第1項の規定 により一般任期付職員の任期を更新す により一般任期付職員の任期を更新す る場合に限る。 る場合に限る。 任期付職員の任期を…年…月…日 地方公共団体の一般職の任期付職員の まで更新する 採用に関する法律第7条第2項の規定 により任期付職員の任期を更新する場 合に限る。 33 任期満了退職 33 任期満了退職 再任用の任期の満了による退職 再任用職員が任期の満了により退職す 再任用の任期の満了による退職 再任用職員が任期の満了により退職す る場合に限る る場合に限る 任期付研究員の任期の満了による 任期付研究員が任期の満了により退職 任期付研究員の任期の満了による 任期付研究員が任期の満了により退職 する場合に限る。 退職 很職 する場合に限る。 育児休業任期付職員の任期の満了 育児休業任期付職員が任期の満了によ 任期付職員の任期の満了による退 任期付職員が任期の満了により退職す り退職する場合に限る。 る場合に限る。 による退職 特定任期付職員が任期の満了により退 特定任期付職員の任期の満了によ 特定任期付職員が任期の満了により退 特定任期付職員の任期の満了によ る退職 職する場合に限る。 る退職 職する場合に限る。 一般任期付職員の任期の満了によ 一般任期付職員が任期の満了により退 一般任期付職員の任期の満了によ 一般任期付職員が任期の満了により退 る退職 職する場合に限る。 る退職 職する場合に限る。 任期付職員の任期の満了による退 \_\_任期付職員が任期の満了により退職す る場合に限る。 34~46略 34~46 略 第2 一般職の職員(臨時的任用職員 第2 一般職の職員 (臨時的任用職員

に限る。) の場合

14 平成17年9月30日	<b>並唯口</b>	局	以 宗	公	权				(5%)	) 弗 1407	5
1 採用				1 採	用						
(ア)						(ア	)				
臨時的任用職員 () に任命	(ア) 職名又は職種名	名とする。	(地方公	臨時	的任用職員	· 員 (	) اتر	任命 (ア	) 職名又は職	種名とする。	(育休代
する	務員の育児休業等に			する				桂	「 「職員(臨時的	任用職員のう	ち、育児
	第1項の規定によ	り採用さ	れる職員					17	業許可を受け	ている職員の	 O代替とし
	(同項第2号に掲げ	る臨時的	任用に係						採用された職		
	るものに限る。以て								は「() (育休		
	という。) の場合に								, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, -	- /
	替)」とする。)	( )	(101111								
日給円を給する	採用前提の臨時的任	F用職員 (	臨時的任	日給	円	を給する	5	扫	採用前提の臨時	的任用職員	(臨時的任
	用職員のうち、職員	,							職員のうち、		`
	し又は選考による技								又は選考によ		
	職員をいう。) の場合								損をいう。) の		
	号給相当額を給する								。 発給相当額を給		
勤務を命ずる	採用前提の臨時的任				勤務を記	会ずる			が 用前提の臨時		
±1/37 C HP > 0	る。	上川城気の	200 ICPK		<u>s</u> //// C	ري د داد			、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	171上/万吨.50	7-30 E ICPK
(1)	S.			(1)				9	'0		
(1) を命ずる	(イ) 職名とする。			` '	を命ず	z		11	) 職名とする		
任用期間は年月日までとす	(1) 地口とする。				期間は…4		ロ±ブ		地口にする	•	
					刑  町  は。	+/]	.да С	C 9			
る 2~5 略				る 2~5	1000						
2~5 响				2 ~ 5	哈						
<u>⇔</u> ⊃ ■⁄2				<b>≃</b> ≏							
第3 略				第3 略							
笠4 杜剛座の隣号(笠っに担ばて隣				⇔a a±		8 /等。	ı – +⊟ l-#	フR社			
第4 特別職の職員 (第3に掲げる職					別職の職員	貝(歩う	に拘り	の地			
員を除く。)				員を除	,						
1 任命				1 任		( <del></del> -)					
( <i>P</i> )	(¬) IIII					(ア)	- r.	+ -		(5.4.1.±2	
非常勤職員 () に任命する	(ア) 職名又は職種を	5 <b>⊂</b> 95			,			,	) 職名又は職	悝名と9つ	
報酬月額 (報酬日額) (報酬額勤					月額 (報						
務1回につき)(報酬額勤務1時					回につき	, ,		一時			
間につき)円を給する					つき)		に紹りる				
勤務を命ずる					…勤務を記						
任用期間は…年…月…日までとし					期間は…4						
1 箇月の勤務日数は <u>17日</u> 以内 (1					月の勤務	_					
週間の勤務時間は30時間以内)と					の勤務時間	旬は33時	間以内	) ح			
する				する							
2~6 略				2 ~ 6	略						
			~~	4	, , oo a de l	9月/で、					
			第	4 亏棣式	(第4条	¥]1糸)					
							E 44	/ E +6 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ፍ <i>ተ</i> በ <b>⇒</b>		
							升紹	(昇格) 追	3 <b>지</b> 書		
				所属名			発令日何	付 年	月日		
				職名	氏 名	職員	給料表	級 号給	要因月数	最高号給を	こえる
				コード	戊 省	コード	コード	拟 与箱	コード 月数	給料月額	(円)
			1								

	所属	名					発令	∃付	年	月	日			
	職	名	Æ	名	職	員	給料	1 21	号給	要	因	月数	最高号給を	Eこえる
	コー	- ド	LC		<b>コ</b> -	- ド	コー	ド‴	7 7 7 1	コ-	-ド	73 83	給料月額	(円)
1									1					
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10									1					
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
									1					

16	平成17年9月30日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第146号